

議案第3号

伊賀市行政組織条例の一部改正について

伊賀市行政組織条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年1月21日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例

伊賀市行政組織条例(平成16年伊賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中 「総務部
企画振興部」 を 「未来政策部
総務部
地域力創造部」 に、「産業振興部」を「産業農林部」
に改め、同条第2項中「デジタル自治推進局」を削る。

「総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 広聴及び広報に関すること。
- (6) 情報公開及び情報提供に関すること。

第2条第1項中 (7) 入札及び契約に関すること。 を

- (8) 建設工事等の検査に関すること。

企画振興部

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。

(4) 文化振興に関すること。

(5) スポーツ振興に関すること。 」

「未来政策部

(1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。

(2) 秘書に関すること。

(3) 広聴及び広報に関すること。

(4) 人づくり施策の総合調整に関すること。

(5) 公共の再生及び行政改革に関すること。

(6) 地方分権に関すること。

総務部

(1) 議会及び市行政一般に関すること。

(2) 例規及び文書に関すること。

(3) 職員に関すること。 に、「産業振興部」を「産業農

(4) 情報公開及び情報提供に関すること。

(5) 入札及び契約に関すること。

(6) 建設工事等の検査に関すること。

(7) 行政のデジタル化の推進に関すること。

(8) 情報システムの整備及び管理運営に関すること。

地域力創造部

(1) 地方創生に関すること。

(2) 交通政策に関すること。

(3) 文化振興に関すること。

(4) スポーツ振興に関すること。 」

「デジタル自治推進局

(1) 行政のデジタル化の推進に関すること。

(2) 情報化施策の方針及び立案に関すること。

林部」に改め、同条第2項中

(3) 行政改革に関すること。

を削る。

(4) 地方分権に関すること。

(5) 情報化の推進及び情報処理に関すること。」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。